

平成24年7月13日

第2402号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定（385・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による施術者の指定（386・福祉政策課）…………… 1
- 平成24年度砂利採取業務主任者試験の実施（387・河川砂防課）…………… 1
- 建設業の許可の取消し（388・秋田地域振興局総務企画部）…………… 3
- 河川区域の変更による廃川敷地等（389・秋田地域振興局建設部）…………… 4

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 4
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 5
- 土地改良区の役員の就任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 5
- 土地改良区の役員の退任の届出（平鹿地域振興局農林部）…………… 5

告 示

秋田県告示第385号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
アイセイ薬局角館店	株式会社アイセイ薬局	仙北市角館町上野4-1	調剤薬局	平成24年4月1日

秋田県告示第386号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
鈴木 喜一	大仙市大曲福見町11-25	鈴木治療院	大仙市大曲福見町11-25	あん摩マッサージ指圧	平成24年6月18日
佐久間 島忠	湯沢市表町三丁目2-11	湯沢地域総合支援協会もみの気	湯沢市字荒町17-5	あん摩マッサージ指圧	平成24年6月1日
菅野 敬司	雄勝郡羽後町西馬音内字町田19-25	湯沢地域総合支援協会もみの気	湯沢市字荒町17-5	あん摩マッサージ指圧	平成24年6月1日

秋田県告示第387号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり平成24年度砂利採取業務主任者試験を実

施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定に基づき、公告する。

平成24年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成24年11月9日（金） 午前10時から正午まで

入室は、午前9時からとする。

遅刻は、試験開始後30分まで認め、退室は試験開始から40分を経過した後から試験終了時刻の10分前まで認めるものとする。

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎6階 大会議室

2 試験科目

(1) 法令

砂利の採取に関する法令

(2) 技術

砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。）

3 受験資格

年齢、性別及び学歴は問わない。

4 受験申し込みに必要な書類

(1) 受験願書

秋田県が印刷した所定用紙

(2) 履歴書

秋田県が印刷した所定用紙

(3) 写真

出願日前6か月以内に脱帽、無背景で上半身を正面から撮影した縦11センチメートル、横8センチメートル（手札形）のもので、その裏面に、氏名、年齢及び撮影年月日を記載したもの 1枚

5 受験願書の配布

(1) 期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成24年8月20日（月）から同年10月5日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

秋田県内の各地域振興局建設部 用地課

6 受験願書の受付

(1) 期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成24年9月3日（月）から同年10月5日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

秋田県内の各地域振興局建設部 用地課

7 受験手数料

(1) 金額

7,600円

(2) 納付方法

受験願書を提出する際、相当額の秋田県証紙（収入印紙とは異なる。）により納付すること。

なお、受験願書の受理後は、受験手数料の返還は行わない。

8 合格者の発表

平成24年12月4日（火）午前10時に次のように発表する。

なお、電話による可否の問い合わせには応じない。

(1) 県庁正面、秋田地方総合庁舎及び各地域振興局庁舎の公告掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面により通知する。

(2) 秋田県ホームページ「美の国あきたネット」【<http://www.pref.akita.lg.jp/>】に合格者受験番号を掲載する。

9 合格基準

総得点が130点以上で、かつ法令問題及び技術問題の正解が各々60点以上とする。

10 試験結果の開示請求

受験者本人は試験合格発表後、次により口頭で自己の科目別得点及び総合得点の開示請求ができることとする。

なお、電話による口頭の開示請求はできない。

(1) 開示請求の受付期間

合格発表の日から平成25年1月4日(金)までの毎日午前9時から午後5時まで(平成24年12月4日は、午前10時から午後5時まで)

ただし、この期間中の次の日を除く。

ア 土曜日、日曜日及び祝日

イ 平成24年12月29日から平成25年1月3日まで

(2) 開示の場所

秋田県建設部河川砂防課及び各地域振興局建設部

(3) 開示請求に必要な書類

砂利採取業務主任者試験受験票及び本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等顔写真が貼付されたもの)を持参すること。

11 その他

(1) 受験票は、試験日の約2週間前までに本人あて郵送する。

なお、未着の場合は、平成24年10月30日(火)以降に、秋田県建設部河川砂防課(電話018-860-2531)へ問い合わせること。

(2) 試験会場の駐車場は駐車台数が少ないため、バスなどの公共交通機関を利用すること。

12 試験等についての問い合わせ先

機 関 名	連 絡 先
秋田県建設部河川砂防課 調整・企画管理班	〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁6階 電話番号 018-860-2531
秋田県鹿角地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1番地 電話番号 0186-23-2302
秋田県北秋田地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番の1 電話番号 0186-62-3113
秋田県山本地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒016-0815 能代市御指南町1番10号 電話番号 0185-52-6102
秋田県秋田地域振興局建設部用地課 管理班	〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 電話番号 018-860-3452
秋田県由利地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒015-8515 由利本荘市水林366番地 電話番号 0184-22-5437
秋田県仙北地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号 電話番号 0187-63-3116
秋田県平鹿地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号 電話番号 0182-32-6208
秋田県雄勝地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号 電話番号 0183-73-6165

秋田県告示第388号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年7月5日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
クボノメ工業株式会社
秋田市寺内字蛭根85番地の66
代表取締役 宮 崎 真 吾
秋田県知事許可（般・特-24）第945号
- 3 処分の内容
塗装工事業、機械器具設置工事業及び消防設備工事業に係る一般建設業許可並びに土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年7月4日付けで土木工事業、管工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業及び消防設備工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第389号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 河川の名称 二級河川 馬場目川水系 赤沢川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成24年5月28日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
南秋田郡井川町保野子字家ノ前6番4並びに88番並びに89番並びに八田大倉字古堂97番	土 地	443.69平方メートル

関係図面は、秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

- 4 その他
河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ひびきの詩
- 3 代表者の氏名
若 狭 千 春
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県能代市二ツ井町仁鮎字家後34番地3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域の高齢者及び障がい者を対象に、その社会的自立の促進と生活の質の向上のため、介護に関する

事業及び、住み慣れた地域で安心・安全に生活できるようサポートを行い、地域の高齢者及び障がい者が、自立し安心して生き生きと人間性豊かな生活が営める社会に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

- (1) 総会の権能
- (2) 定款の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新城川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

秋田市飯島字天ノ袋30番地1	保 坂 壽 英
〃 飯島飯田一丁目7番14号	保 坂 眞 人
〃 上新城五十丁字大村屋敷190番地	渡 辺 良 雄
〃 下新城長岡字長岡78番地	安 田 友 一
〃 下新城岩城字槻ノ木98番地	石 川 敏 雄
〃 金足小泉字上前21番地	奈 良 幸 一
〃 金足下刈字館越106番地	菊 地 公 明
潟上市天王字羽立620番地2	安 田 堅 悦
〃 〃 字二田148番地3	真 壁 末 治 郎
〃 〃 字上江川1番地1	藤 原 明 正
〃 〃 字上出戸265番地	菊 地 福 一 郎

2 就任理事の住所及び氏名

秋田市飯島字天ノ袋30番地1	保 坂 壽 英
〃 飯島飯田一丁目7番14号	保 坂 眞 人
〃 上新城五十丁字大村屋敷190番地	渡 辺 良 雄
〃 下新城長岡字長岡78番地	安 田 友 一
〃 下新城岩城字金光畑350番地	須 磨 良 郎
〃 金足小泉字上前21番地	奈 良 幸 一
〃 金足下刈字館越106番地	菊 地 公 明
潟上市天王字羽立56番地	鈴 木 菊 男
〃 〃 字二田164番地1	畠 山 源 一
〃 〃 字上江川1番地1	藤 原 明 正
〃 〃 字上出戸265番地	菊 地 福 一 郎

3 退任監事の住所及び氏名

秋田市上新城道川字堂田60番地	佐 藤 俊 一 郎
潟上市昭和乱橋字宅地家後29番地	高 橋 善 知
〃 天王大崎字上沖中谷地17番地1	三 浦 米 春

4 就任監事の住所及び氏名

秋田市上新城道川字堂田60番地	佐 藤 俊 一 郎
潟上市昭和乱橋字宅地家後29番地	高 橋 善 知
〃 天王大崎字上沖中谷地17番地1	三 浦 米 春

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田市上北手小山田土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名

秋田市上北手百崎字石川70番地	馬 場 彰 一 郎
-----------------	-----------

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山城水系土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

横手市大森町板井田字中小中島101番地

草 薙 武 雄

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)